

社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会
地域サロン活動支援事業助成金要綱

(趣 旨)

第1条 観音寺市地域サロン活動支援事業実施要綱（平成23年観音寺市告示第100号）第1条の規定に基づき、地域サロンの自主的、主体的な活動を支援するため、地域サロン活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となるものは、自治会、公民館区等の一定の区域を範囲とし、地域住民が主体となって地域サロン活動に積極的に取り組む団体とする。

(助成金の対象となる活動)

第3条 助成金の対象となる活動は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ただし、趣味、サークル活動、営利活動及び政治活動の何れかと認められる場合は、助成の対象としない。

(1) 広く世代を越えて地域住民が自由に参加できるものであること。

(2) 地域の課題やニーズに沿ったものであること。

(3) 地域の集会場、公民館、広場等、地域の人達の集える場所での活動であること。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成の対象となる経費及び助成額は、次に掲げるものとする。

(1) 地域サロン活動に必要と認める経費

(2) 助成金の額は、10万円を限度とし、参加人数、事業規模によって決定する。

(助成金の対象となる期間等)

第5条 助成金の対象となる期間は、次に掲げるものとする。

地域サロン活動は、継続して行うことを趣旨にしていることから、複数年継続することとする。

ただし、助成金の対象となる期間は3年間を限度とする。

(審査)

第6条 助成金の交付については、観音寺市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と観音寺市（以下「市」という。）とが、共同しての審査検討にあたるものとする。

(助成金の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとするものは、地域サロン活動支援事業助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、市社協に提出するものとする。

(1) 収支予算書（様式1-1）

(2) その他市社協が必要と認める書類等

(助成金の交付決定)

第8条 市社協は、前条の書類を受理したときは、第6条に掲げる審査により認められたものに、地域サロン活動支援事業助成金交付決定通知書（様式2）により通知する。

(助成金の請求)

第9条 前条の交付決定通知を受けたときは、地域サロン活動支援事業助成金交付請求書(様式3)を提出することができる。

(助成金の交付)

第10条 市社協は、前条に規定する請求書を受理した場合、速やかに助成金の交付をするものとする。

(実績報告)

第11条 事業完了後、速やかに地域サロン活動支援事業助成金交付実績報告書(様式4)に次の各号に掲げる書類を添えて市社協に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式4-1)
- (2) 領収書の写し・写真等

(活動上の事故)

第12条 活動中の事故に関しては、市社協は責任を負わない。

(保 険)

第13条 地域サロン参加者は「ボランティア活動行事保険」に任意で加入することができる。

(検査等)

第14条 市社協は、助成金の適正かつ効率的な運用を図るため、当該助成金にかかる事業について調査を行い、報告を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(助成金の返還等)

第15条 市社協は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付の取り消し又は変更をすることができる。すでに助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反し、または事業に関し不正があったとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、助成の交付を受け又は受けようとしたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市社協が助成金を交付することが不適當であると認めたとき

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

2 第5条のただし書きの規定にかかわらず、助成金の対象となる期間については、同条中「3年間」とあるのは「6年間」とする。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長 白川 晴司 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____ 印

代表者住所 _____

電話番号 _____

地域サロン活動支援事業助成金交付申請書

平成 年度において地域サロン活動支援事業を実施したいので、助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申 請 額	
団 体 名	
実施計画内容 開催時期、内容、 参加者内訳等 事業が複数の時は 事業ごとに記入	
備 考 開催の案内状等具 体的なものがある れば添付	

収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

平成 年 月 日

団体名

代 表

印

平成 年 月 日

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会
会長 白川 晴司 様

団 体 名 _____
代表者氏名 _____ 印
代表者住所 観音寺市 _____
電話番号 _____

地域サロン活動支援事業助成金交付実績報告書

地域サロン活動支援事業助成事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

団 体 名	
参加者内訳・総数	
実 施 内 容 (開催日時・内容等) 事業が複数の時は、事業ごとに記入	
添 付 書 類	(1) 領収書写し (助成対象経費分) (2) 活動写真 (3) 事業内容の分かる企画書等
備 考	

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
計				

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
計				

平成 年 月 日

団体名
代 表

印